

福井県報

第 2934 号
平成30年
6月26日(火)
火・金曜日 発行
1月1,800円郵送料共告示
目次

- 有害な図書等の指定(二八一・県民安全課)……………一
- 越前加賀海岸国定公園の公園事業の決定(二八二・自然環境課)……………二
- 道路の位置の指定(二八三・丹南土木事務所)……………二
- 公 告
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(地域交流推進課)……………二
- 平成三十年福井県保育士試験(後期)の実施(子ども家庭課)……………三
- 選挙管理委員会告示
- 政治団体の設立の届出(六〇)……………四
- 政治団体の届出事項の異動に係る届出(六一)……………五
- 政治団体の解散の届出(六一)……………五

告 示

福井県告示281号

福井県青少年愛護条例(昭和39年福井県条例第15号)第11条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な図書等として指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年6月26日

福井県知事 西川 一誠

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 平成30年6月18日

雑誌等

図書等名	雑誌番号等	製作所、発行所等名
やばいボブの性豪女	ISBN 978-4-7769-1916-2 雑誌 64287-84	発行所 三和出版株式会社
人妻百花	ISBN 978-4-948714-65-6	発行所 若生出版株式会社
五十・六十路妻の爛れた性愛 発情中出し熟妻	ISBN 978-4-86632-908-6	株式会社ブレインハウス 発売所 株式会社メディアフロント
となりの美人妻	ISBN 978-4-86630-181-5	発行元 株式会社トツア・マージナル

スバ王	雑誌 15543-07	発行所 株式会社ジーオーテアー
悪徳施術師による快楽マツサージ	ISBN 978-4-7769-1921-6	発行所 三和出版株式会社
働くレディーお貸しします Vol.41	ISBN 978-4-8130-2592-4 雑誌 68519-92	発行所 ミリオン出版株式会社 発売元 株式会社大洋図書
花と蜜	雑誌 07373-7	発行所 ワイレテ出版株式会社 発売元 株式会社大洋図書
Ⓜ恥辱の絶頂	ISBN 978-4-8130-2580-1 雑誌 68519-80	発行所 ミリオン出版株式会社 発売元 株式会社大洋図書
働く奥様たちの欲求不満で溢れているアソコの穴をズツポシ埋めます！	ISBN 978-4-86630-177-8	発行元 株式会社トツプ・マージナル

福井県告示第282号

自然公園法（昭和32年法律第161号）
第9条第2項の規定に基づき、越前加賀海岸
国定公園の公園事業を決定したので、同条第
4項の規定によりその概要を次のとおり公
示する。

平成30年6月26日

福井県知事 西川 一誠

公園事業名	位置
中池見園地	敦賀市（中池見）
中池見博物館展示施設	敦賀市（中池見）
中部北陸自然歩道線道路（歩道）	起点 敦賀市（天筒山—公園境界） 終点 敦賀市（樫曲 人と自然のふれあいの里）
中池見周回線道路（歩道）	起点 敦賀市（樫曲—公園境界） 終点 敦賀費（樫曲—周回歩道合流地点（東側）） 終点 敦賀市（樫曲 人と自然のふれあいの里）

福井県告示第283号

建築基準法（昭和25年法律第201号）
第42条第1項第5号に規定する道路の位置
を指定したので、建築基準法施行規則（昭和
25年建設省令第40号）第10条の規定に
より、次のとおり公告する。

平成30年6月26日

福井県丹南土木事務所長 小川

俊昭

- 申請者の住所、名称および代表者の氏名
鯖江市幸町2丁目1番23号
有限会社中央開発
代表取締役 山森 紀之榮
- 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置	幅員 (単位：メートル)	延長 (単位：メートル)
鯖江市上氏家町6字中村20番9	6.00	40.55

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達
契約に係る随意契約の相手方を決定したので
、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例
に関する規則（平成7年福井県規則第82号）
第13条第1項の規定により、次のとおり
公示する。

平成30年6月26日

福井県知事 西川 一誠

- 随意契約に係る特定役務の名称
福井城址しあわせプロジェクト
ピング事業
- 契約に関する事務を担当する部局の名称
および所在地
福井県総合政策部ふるさと県民局地域交

流推進課

福井県福井市大手3丁目17番1号

3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年5月23日

4 随意契約の相手方の名称および住所
福井県福井市あわせプロジェクト
ピンク事業務委託共同事業体
(代表者)

株式会社マインソフトアンドライフ
福井県福井市成和1-1005-5
(構成員)

株式会社サイ・コーポレイション
東京都新宿区高田馬場4-40-12
株式会社エス・シー・アライアンスマテ
ィア・エンターテインメント社
東京都新宿区早稲田町75

有会社ユース・コンソート
福井県福井市志比口3-2-14

5 随意契約に係る契約金額
39,949,200円

6 契約の相手方を決定した手続
公募型プロポーサルによる随意契約

7 随契約理由
福井県福祉あわせプロジェクト
ピンク事業に係る公募型プロポーサルにお
ける業者選定委員会の審査により、委託候
補充として選定されたため。

児童福祉法(昭和22年法律第164号。
以下「法」という。)第18条の8第2項の
規定に基づき、平成30年福井県保育士試験
(後期)を実施するので、児童福祉法施行細
則(昭和23年福井県規則第26号)第19
条の規定により次のとおり公告する。

平成30年6月26日

福井県知事 西川 一誠

福井県は、法第18条の9の規定に基づき

指定試験機関として一般社団法人全国保育士
養成協議会を指定し、試験実施予定日時、場
所その他必要な事項の広報、試験に対する受
験者等からの問合せ対応、受験資格の認定、
受験申込書の受付、確認、受験票の送付、試
験問題の作成・保管・管理、試験の実施、答
案の採点、合否の決定、合否の通知、受験の
停止および合格の無効の決定その他試験実施
に関する必要な事務を委託して試験を実施す
る。

1 試験の日時

筆記試験 平成30年10月20日(土)
および10月21日(日)

実技試験 平成30年12月9日(日)

2 試験の科目

(1) 筆記試験

保育の心理学、保育原理、児童家庭福
祉、社会福祉、教育原理、社会的養護・
子どもの保健、子どもの食と栄養および
保育実習理論

(2) 実技試験

音楽表現に関する技術、造形表現に関
する技術または言語表現に関する技術の
うち2分野選択

3 受験資格

次のいずれかに該当する者

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号
)による大学に2年以上在学(短期大学
は卒業)し、62単位以上修得した者ま
たは高等専門学校を卒業した者

(2) 学校教育法による大学に1年以上在学
している者であって、年度中に62単位
以上修得することが見込まれる者である
と当該学校の長が認めた者

(3) 学校教育法による高等専門学校または
短期大学の最終学年に在学している者で
あって、年度中に卒業することが見込ま

れる者であると当該学校の長が認めた者

7号)第2条第6項に規定する認定こ
ども園をいう。)

(4) 学校教育法による高等学校の専攻科(

ワ 幼稚園(学校教育法第1条に規定す
る幼稚園(特別支援学校幼稚園を含む
。))をいう。)

修業年限2年以上のものに限る。)もし

エ 家庭的保育事業(法第6条の3第9
項に規定する家庭的保育事業をいう。
)

年以上のものに限る。)を卒業した者ま
たは当該専攻科の最終学年に在学してい
る者であって、年度中に卒業することが
見込まれる者であると当該学校の長が認
めた者

(5) 学校教育法による専修学校の専門課程

オ 小規模保育事業(法第6条の3第1
0項に規定する小規模保育事業をいう
。)

(修業年限2年以上のものに限る。)も
しくは各種学校(同法第90条に規定す
る者を入学資格とするものであって、修
業年限2年以上のものに限る。)を卒業
した者または当該専修学校の専門課程も
しくは当該各種学校の最終学年に在学し
ている者であって、年度中に卒業するこ
とが見込まれる者であると当該学校の長
が認めた者(ただし、平成3年3月31
日以前の高等学校卒業者はこの限りでな
い。)

(6) 外国において、学校教育における14

キ 事業所内保育事業(法第6条の3第
12項に規定する事業所内保育事業を
いう。)

年以上の課程を修了した者

(7) 学校教育法による高等学校を卒業した

ク 放課後児童健全育成事業(法第6条
の3第2項に規定する放課後児童健全
育成事業をいう。)

者もしくは中等教育学校を卒業した者も
しくは通常の課程による12年の学校教
育を修了した者(通常の課程以外の課程
によりこれに相当する学校教育を修了し
た者を含む。)または文部科学大臣にお
いて、これと同等以上の資格を有すると
認定した者であって、以下に掲げる施設
において、2年以上かつ2,880時間
以上児童の保護または援護に従事した者
ア 児童福祉施設

イ 認定こども園(就学前の子どもに関
する教育、保育等の総合的な提供の推
進に関する法律(平成18年法律第7

コ 離島その他の地域において特別保育

ク 一時預かり事業(法第6条の3第7
項に規定する一時預かり事業をいう。
)

者)もしくは子育て支援法(平成24年
法律第65号)第30条第1項第4号
に規定する特例保育)を実施する施設

カ 小規模住居型児童養育事業(法第6

ク 一時預かり事業(法第6条の3第7
項に規定する一時預かり事業をいう。
)

条の3第8項に規定する小規模住居型
児童養育事業をいう。)

キ 障害児通所支援事業(法第6条の2

ク 一時保護施設(法第12条の4に規
定する一時保護施設をいう。)

第2項に規定する障害児通所支援
事業(保育所訪問支援事業を除く。))
をいう。)

シ 障害児通所支援事業(法第6条の2

セ 18歳未満の者が半数以上入所する

の2第1項に規定する障害児通所支援
事業(保育所訪問支援事業を除く。))
をいう。)

ス 一時保護施設(法第12条の4に規

定する一時保護施設をいう。)

セ 18歳未満の者が半数以上入所する

る者であると当該学校の長が認めた者

と当該学校の長が認めた者

をいう。)

と当該学校の長が認めた者

をいう。)

次に掲げる施設等

- (ア) 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）
- (イ) 指定障害福祉サービス事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を行うものに限る。））
- (ロ) 法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項もしくは法第35条第4項の認可または就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの
- (ハ) 法第59条の2の規定により届出をした施設
- (ニ) アに掲げるもののほか、都道府県知事が事業等の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設
- (ホ) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第49条の2第3号に規定する幼稚園併設型認可外保育施設
- (ヘ) 国、都道府県もしくは市町村が設置する法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または法第39条第1項に規定する業務を目的

とする施設

- (8) 上記(ア)に掲げる施設等において5年以上かつ7、200時間以上児童等の保護または援護に従事した者
- (9) 平成3年3月31日までに学校教育法による高等学校を卒業した者（旧中学校令による中学校を卒業した者を含む。）もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）または文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者
- (10) 平成8年3月31日までに学校教育法による高等学校の保育科を卒業した者
- (11) ア 上記(ア)～(イ)に掲げる施設等において2年以上かつ2、880時間以上児童等の保護または援護に従事した者であって、学校教育法による高等学校を卒業した者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）または文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者
- イ 上記(ア)～(イ)に掲げる施設等において5年以上かつ7、200時間以上児童等の保護または援護に従事した者
- ウ 上記(1)～(6)に準ずる者
- 4 受験手続
 - (1) 受験申請書の配布
平成30年6月28日(木)
 - イ 請求先
一般社団法人全国保育士養成協議会
保育士試験事務センター
 - (2) 受験の申請に必要な書類

保育士試験受験申請書

- イ 受験資格を証明する書類
- ウ 一部科目合格を証明する書類
- エ 一部科目免除を証明する書類（5(2)に該当するものは、5(2)に掲げる実務経験を有することを証する書類）
- オ 改姓を証明する書類（戸籍の一部記載事項証明書または戸籍抄本等日・現姓の両方が記載されている公的書類）
- カ 郵便振替払込受付証明書（受験申請書に貼付）
- キ 写真1枚（受験申請日前3か月以内に撮影した上半身、脱帽、無背景の写真を受験申請書に貼付）
- (3) 受付期間
平成30年6月28日(木)から平成30年7月25日(水)まで（平成30年7月25日の消印有効）
- (4) 提出方法
簡易書留郵便に限る。
- (5) 提出先
一般社団法人全国保育士養成協議会
保育士試験事務センター
- (6) 受験手数料（受験料および受験の手引き郵送料）
12,950円
- 幼稚園教諭免許所有者において、筆記試験科目が全て免除となる場合
2,650円
- 郵便振替払込取扱票により郵便局にて納付すること。
- 5 試験科目の一部免除
 - (1) 前年または前々年に、保育士試験の一部科目に合格している者は該当科目を免除
 - (2) 当該年度の初日の属する年の3年前の年の4月1日の属する年度の試験におい

て合格した科目のある者であって、同年度から前年度末までに3(ア)に掲げる施設において「1年以上かつ1,440時間以上」の実務経験を有する者については1年間、当該年度の初日の属する年の4年前の年の4月1日の属する年度の試験において合格した科目のある者であって、同年度から前年度末までに次に掲げる施設において「2年以上かつ2,880時間以上」の実務経験を有する者については2年間、当該免除の期間を延長することができる。

- (3) 厚生労働大臣が指定する学校において指定科目を全て専修した者は、該当科目を免除
- (4) 幼稚園教諭免許状所有者は、保育の心理学・教育原理・実技試験を免除
- (5) 幼稚園教諭免許状所有者で筆記試験全科目合格者は、実技試験を免除
- (6) 幼稚園教諭免許状所有者における保育士資格特例による受験者は、保育の心理学・教育原理・保育実習理論・実技試験を免除

6 試験に関する問合せ先
〒171-8536
東京都豊島区高田3-19-10
一般社団法人全国保育士養成協議会
保育士試験事務センター
電話 0120-4194-82

福井県選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第60号
政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年6月26日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

(政党の支部)
(1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部)

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
平成30年5月31日	自由民主党福井県小浜市三方郡三方上中郡第三支部	西本 正俊	四方 澄雄	小浜市金屋60-22-3

(その他の政治団体)
(国会議員関係政治団体以外の政治団体)

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
平成30年5月25日	中西あきおを育てる会	堀内 幸路	是広 憲一	越前市家久町59-12-1
平成30年5月28日	橋本やとし後援会	坂井 諭一	西田 さち子	越前市牧町18-30-2
平成30年5月30日	谷口ただお後援会	谷口 忠應	谷口 真一	福井市金屋町4-16
平成30年6月5日	さかい秀和を育てる会	酒井 英俊	小林 孝文	吉田郡永平寺町谷口11-54
平成30年6月5日	山口誠一後援会	山口 誠一	山口 誠一	越前市富士見ヶ丘2-2-2

福井県選挙管理委員会告示第61号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年6月26日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容
				新旧

平成30年4月17日 福井県農政連今立支部

笠原 了

会計責任者

永田 栄三郎

小谷 俊一

平成30年5月12日 自由民主党福井県柔道整備師支部

砂子 隆一

会計責任者

堂前 泰彦

水野 勝夫

平成30年5月14日 福井県農政連高志支部

青山 多実雄

代表者

青山 善司

山田 俊臣

平成30年5月25日 国民民主党福井県第2区総支部

齊木 武志

代表者

国民民主党福井県第2区総支部

齊木 武志

平成30年5月25日 吉田けいぞう後援会

米谷 寿光

代表者

米谷 寿光

谷野 慎一

平成30年5月27日 自由民主党福井県葉刺師支部

篠田 秀幸

代表者

篠田 秀幸

高島 栄一

平成30年5月27日 福井県藤井基之葉刺師後援会

篠田 秀幸

代表者

篠田 秀幸

高島 栄一

平成30年5月27日 福井県本田あきこ後援会

篠田 秀幸

代表者

篠田 秀幸

高島 栄一

平成30年5月27日 福井県葉刺師連盟

篠田 秀幸

代表者

篠田 秀幸

高島 栄一

平成30年5月31日 芦政会

伊藤 和幸

代表者

伊藤 和幸

奥村 隆司

平成30年6月4日 福井県宅建政治連盟

加藤 信一

代表者

山下 健治

長谷川 啓治

平成30年6月4日 福井県農政連

北島 友嗣

代表者

北島 友嗣

山田 俊臣

平成30年6月4日 福井県農政連

北島 友嗣

代表者

北島 友嗣

山田 俊臣

福井県選挙管理委員会告示第62号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年6月26日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容
				新旧

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
平成30年5月31日	ささき富基を励ます会	佐々木 富基

平成三十年六月二十六日印
 平成三十年六月二十六日発

刷行

発行人 千九一〇一八五八〇
 印刷人 千九一〇一〇八五八

福井県福井市大手三丁目十七番一号
 福井県福井市手寄一丁目十五・二十七

福井県 株式会社印刷所

☎ 三三二二番